

公立大学法人福岡女子大学 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型）

本学では、すべての教職員が仕事と生活の調和を図りながら能力を十分に発揮できる職場環境を整備するとともに、女性の活躍をより一層推進することを目的として、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間※）

※第4期中期計画と終了時期をそろえるため

2 本学の課題

- （1）男性教員の育児休業取得実績がない。
- （2）教員の年次有給休暇取得日数が平均6日前後にとどまっている。
- （3）准教授では女性割合が高い一方、教授に占める女性割合は3割程度にとどまっている。

3 目標及び取組内容

【目標1】男性教職員の育児休業取得促進

男性教職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<取組内容>

- ・「上司による職員（父親）の子育て支援プログラム」の作成を通じ、育児休業及び休暇の取得を促す。
- ・育児休業取得者の業務について、非常勤講師による授業代替や同一分野教員による授業分担、非常勤職員による代替等、必要に応じた代替措置を講じる。
- ・長期間の育児休業取得が難しい場合には、出生時育児休業の活用を勧奨する。

<実施時期>

令和8年度～令和11年度：継続して実施

【目標 2】教員の年次有給休暇の取得促進

教員の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上とする。

＜取組内容＞

- ・ 計画的な年次有給休暇の取得について教授会等で周知する。
- ・ 夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進する。
- ・ 年次有給休暇の取得状況を部局長等と共有し、取得促進に取り組む。

＜実施時期＞

令和 8 年度～令和 11 年度：継続して実施

【目標 3】女性教員の上位職への登用促進

教授に占める女性割合を 35%以上とする。（第 4 期中期計画同様）

＜取組内容＞

- ・ 女性研究者支援制度の周知を行う。
- ・ 教授公募において女性研究者の積極的応募を促す旨を明記し、同等の能力・実績の場合は女性研究者の採用を優先的に検討する。
- ・ 大学運営における意思決定過程への女性教員の参画を促進する。

＜実施時期＞

令和 8 年度～令和 11 年度：継続して実施